最終更新日：2020年1月30日
株式会社 フジコー
代表取締役社長 小林　直人
問合せ先：執行役員管理部長　佐藤　陵枝
証券コード：2405
http://www.fujikoh-net.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「住まいと環境を守る」を経営理念として掲げております。経営理念に基づき、循環型経済社会の構築に貢献できるよう、また持続的な成長及び企業価値の向上が図れるよう事業活動に取り組んでおります。企業活動の根幹はお取引先様、従業員、地域社会の皆様、株主様を含め、当社と関係するすべてのステークホルダーの協力の結果であると認識しております。そのためステークホルダーの不満足を少なくするとともに、企業価値の向上にはステークホルダーの協力が必要不可欠であるとの考えを企業活動の礎としております。このような企業活動を推進、実行するためには、役職員がより一層の法令遵守の徹底に加え、定款及び社会規範を遵守することはもとより、透明性が高く、効率的で健全な経営に資する企業統治を実現する体制の構築が重要であると考えております。また、それらの活動内容を含めた事業活動を、すべてのステークホルダーに対して、平等で公平、誠実に接することが出来るよう、適切な情報開示・積極的なIR活動に努めてまいります。当社は監査等委員会設置会社であり、現在、監査等委員である社外取締役を3名選任することにより、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築することにより、事業環境に適した経営資源の活用、迅速・果断な意思決定により、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

＜補充原則1－2－4．議決権の電子行使と招集通知の英訳＞
当社は、外国法人及び海外投資家等の比率が極めて低いため、業務面やコスト面を勘案して、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は実施しておりません。
今後も、外国法人及び海外機関投資家等の比率を勘案したうえで、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳について検討いたします。

＜補充原則3－1－2．英語での情報の開示＞
当社は、海外投資家比率が極めて低いため、英語での情報開示は実施しておりません。
今後も、海外投資家の構成比率等を勘案したうえで、英語での情報の開示・提供の充実について検討いたします。

＜補充原則4－1－2．中期経営計画に対するコミットメント＞
＜原則5－2．経営戦略や経営計画の策定・公表＞
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努め、経営計画の策定に際しては、資本コストを的確に把握した上で、収益計画・資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益目標を公表しております。現状において、事業規模が小規模であるとともに今後の成長に向け、設備投資を積極的に行っておりますので、事業活動において変動要因となる項目が多く、中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期経営計画は策定していません。一方、単年度予想と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主様を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。

＜補充原則4－1－3　最高経営責任者等の後継者の計画＞
最高経営責任者の後継者の計画については、極めて重要な課題であると認識しておりますが、現在、明確な計画はありません。後継者の選定の方針として、価値観、能力、意思、見識等を勘案し、強いリーダーシップと業務遂行能力を備えた人材の育成に努めております。総合的な評価による人選を行い、社外取締役の諮問を経た上で、取締役会が選定する方針であります。具体的な後継者計画について、今後取締役会の協議により、検討してまいります。

＜補充原則4－2－1．中長期業績連動報酬や株式報酬の割合の適切な設定＞
現在、取締役会において業績及び貢献度を考慮の上、報酬を決定しております。今後は固定報酬のみでは無く、業績と連動する仕組みを取り入れる若しくは、自社株報酬等、中長期的な業績と連動する仕組みの導入に向けた検討を進めてまいります。

＜補充原則4－3－2客観性・適時性・透明性ある手順による最高経営責任者の選任＞
＜補充原則4－3－3最高経営責任者を解任するための客観性・適時性・透明性ある手順の確立＞
最高経営責任者である社長の選解任につきましては、任意の諮問委員会は設置しておりませんが、取締役会において、業績等の評価や経営環境の変化等を踏まえ協議し、適切に決定しております。また、職務執行に不正または重大な法令・規則違反等があった場合は解任することとしております。

＜補充原則4－10－1　独立した諮問委員会の設置＞
当社の取締役6名のうち、半数が独立社外取締役となっております。独立社外取締役は、高い専門知識と豊富な経験を生かし、取締役会や各取締役に意見を述べるとともに、必要な助言を行っております。経営陣幹部・取締役の指名・報酬についても、取締役会において、十分に審議を行い決定しております。
従いまして、現時点では任意の諮問委員会は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

＜原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件＞
当社の取締役会は、建設系リサイクル事業、食品系リサイクル事業、森林発電事業の各コア事業に精通した業務執行取締役等と税理士および企業管理全般の経験が豊富な社外取締役で構成されています。ジェンダーや国際性の面を含む多様性については、事業環境等を勘案し、引き続き検討を続けてまいります。

監査等委員である社外取締役は、税理士及び財務部門の出身者で、財務・会計に関する適切な知見を有しています。社外取締役を加えた取締役会の中で取締役会のあり方・運営につき定期的に議論することを通じ、取締役会の実効性、機能の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

＜原則1－4 政策保有株式＞
当社は現在、政策保有を目的とした株式の保有はございませんが、上場株式を新規に政策保有する場合については、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上を資することを確認したうえで保有を判断します。当社では、中長期的な視点で企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを当社判断基準として議決権の行使を行います。

＜原則1－7 関連当事者間の取引＞
当社は当社役員、当社役員が実質的に支配する法人との取引を行う場合は、当該取引が当社及び当社の株主共同の利益を害する事が無いように、法令等の定めに従い取締役会で承認確認を行っております。
関連当事者間の取引については、法令及び会計基準等に従い、開示しております。

＜原則2－6企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮＞
当社には、企業年金基金制度がないため、企業年金積立金運用のための取り組みは行っておりません。

＜原則3－1情報開示の充実＞
i) ii) 当社の経営理念や経営戦略については、当社ホームページ及び、決算説明会資料にて開示し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は、コーポレート・ガバナンス報告書で開示しております。
iii) 取締役会において業績及び貢献度を考慮の上、監査等委員である社外取締役に確認した上で、取締役会で決定しております。監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定しております。
iv) 取締役（監査等委員を除く）の指名方針としては、価値観、能力、意思、見識等を勘案し、総合的な評価による人選を行い、社外取締役に確認した上で、取締役会が指名します。監査等委員である取締役の指名方針としては、監査等委員として相応しい経験、見識並びに専門性を有する人物を候補として、社外取締役に確認した上で監査等委員会の同意を得て、取締役会が指名します。
なお、取締役として職務執行に不正または重大な法令・規則違反等があった場合は、解任することとしております。
v) 各役員候補者の指名の理由については、株主総会招集通知において開示しています。

＜補充原則4－1－1経営陣に対する委任の範囲＞
取締役会は、法令、定款並びに社内規程に基づき、取締役会で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定めております。取締役会の決議事項以外の内容については、稟議による社長決裁、部長決裁等の重要性に応じた社内基準に基づき委任しております。また、各役職の職務権限及び職務分掌等についても、社内規程により明確に定めております。

＜原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、また優れた人格、識見を有し、企業価値向上に貢献しうる人材を、独立社外取締役の候補として選定しております。

＜補充原則4－11－1取締役会全体としてのバランス、多様性、規模等に関する考え方＞
現在、当社の取締役会の構成人員は6名（うち監査等委員である取締役は3名）で、取締役会が客観的で中立的な相互監視機能を発揮できるよう、知識・経験・実行力を備えた人物を選任する方針に基づき構成されております。現在、業務執行取締役と監査等委員である取締役は各3名で、適正な割合と人数をもって構成されております。今後は、経歴・国籍・性別を問わず、取締役会の多様性の確保及び事業規模の拡大に応じた増員等を含め、企業価値の向上に貢献しうる取締役の選任を推進する方針であります。

＜補充原則4－11－2取締役の兼任状況＞
当社の社外取締役3名は他の上場会社役員の兼任はしておりませんが、その他の兼任状況については、その内容を株主総会招集通知、有価証券報告書並びにコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じて開示しております。基本的には取締役としての任期を全うする事が可能か、監査等委員としての任務を行う十分な時間の確保が可能かという事を念頭に兼職状況の確認を行っております。

＜補充原則4－11－3．取締役会全体の実効性評価＞
当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、その結果を取締役会にて報告しております。同アンケートでは取締役会の構成や運営などについておおむね肯定的な評価が得られており、取締役会の実効性について十分確保されていると認識しております。今後は、各役員からの意見への対応及び課題の是正に取り組み、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

＜補充原則4－14－2取締役に対するトレーニングの方針＞
新任の取締役（監査等委員である取締役を含む。）には、就任時に当社の経営理念及び事業活動等の説明を詳細に行うとともに重要施設の見学等も実施しております。また取締役（監査等委員である取締役を含む。）には、適時、当社の事業運営に必要とされる経済及び法律等に関する研修を受講しております。その他、外部研修、セミナー等に積極的に参加する事に加え、社内研修や必要な知識・情報の習得に必要な機会の提供と費用の支援を行っております。

＜原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針＞
当社のIR活動は代表取締役を中心に管理部が行っております。IR活動に必要な情報を経理や営業などの関連チームから収集し、管理部で取り纏めております。また、決算説明会については年1回、個人投資家説明会は年数回開催し、代表取締役社長が業績動向や課題への取組内容及び進捗等を説明しております。その説明会の内容は、当社ホームページ等から動画配信しており、株主や投資家の皆様にも公平な情報開示に努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社HOP	2,999,516	69.33
小林　直人	370,000	8.55
小林　美子	316,300	7.31
上竹　智久	202,000	4.67
上竹　智子	100,000	2.31
株式会社SBI証券	24,059	0.55
向吉　政展	14,000	0.32
清水　幹子	11,600	0.27
小林　薫	10,400	0.24

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無 更新	株式会社HOP　(非上場)

補足説明 更新

上表は、2019年12月31日時点の当社大株主の状況です。
当社は、2019年12月21日、公開買付者である株式会社HOP(以下本項において「公開買付者」といいます。)より、同社が2019年11月5日から実施しておりました当社の普通株式を対象とする公開買付(以下「本公開買付け」といいます。)が成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2019年12月26日(本公開買付の決済の開始日)付で、本公開買付の決済が行われ、同日付で、当社の総株主等の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が50%超となったため、公開買付者は新たに当社の親会社に該当することとなりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	6 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、取締役会において取引内容、取引条件および取引の妥当性等について審議し、決議することとしております。また、当該取引が適法かつ適正な条件に基づいており、且つ他の第三者との取引と同様に行うことを基本方針としております。さらに、必要に応じ、弁護士、会計監査人等外部専門家の意見を求めることで、取引の公正性の確保を図り、少数株主の権利を保護するよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社からの独立性確保・施策等について、当社は、重要な業務執行の決定につき社外独立役員を含む取締役会において意思決定することとしており、親会社からの独立性を確保しております。なお、当社の親会社である株式会社HOPは、今後、当社の普通株式の全てを取得し、当社を完全子会社とする予定であります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
今村　行夫	税理士											
若狭　博義	他の会社の出身者											
千田　喜之	税理士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今村　行夫	○	○	税務会計事務所を開業しております。	当社の取締役及び監査役として職務を十分に果たしていた実績もあり、税理士としてのその専門的見地から税務会計に関して高い実績を上げており、当社経営の妥当性、適正性を確保するための役割を果たして頂けると判断して社外取締役としております。
若狭　博義	○	○	上場会社（医療産業株式会社　現株式会社MICメディカル）の取締役を歴任しております。	経理・財務を始めとして企業管理全般にわたる豊富な実務経験と知見を有しております。上場会社の管理役員として適時開示他コーポレート・ガバナンスの為の諸制度の立上げ実施経験も豊富であり、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たして頂けるものと判断し、社外取締役としております。

千田　喜之	○	○	税務会計事務所を開業しております。	企業の税務業務全般にわたる豊富な実務経験と知見を有しております。税理士としてその専門的な見地から税務会計に関して高い実績を上げており、当社経営の妥当性、適正性を確保するための役割を果たして頂けると判断して社外取締役としております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社の内部監査担当者が、監査等委員会の職務を補助しております。具体的には、取締役会以外の社内会議への出席、重要書類の確認、稟議書類の確認等を行い、随時監査等委員長に報告を行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査につきましては、清明監査法人を会計監査人に選任しております。会計監査業務を執行した公認会計士は今村　了（監査年数1年）、櫻田　淳（監査年数5年）であります。また、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士4名であります。
監査等委員会と会計監査人との連携につきましては、各四半期及び本決算期終了後、定期的に会計監査に関する意見交換と内部監査を通じた業務監査についても随時意見交換を行っております。
監査等委員は、その職務遂行上収集した情報を他の内部監査人と共有するとともに、社外取締役とも同様の連携を図ることができる体制を構築しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報［コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示］原則3－1（iii）に記載しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2019年6月期の取締役の報酬額
取締役(監査等委員を除く)3名 33,172千円
取締役(監査等委員)3名 4,200千円
なお、個別の取締役報酬額の開示につきましては、今後検討を進めてまいりますが、現状において開示の予定はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

現在、取締役会において業績及び貢献度を考慮の上、報酬を決定しております。今後は固定報酬のみでは無く、業績と連動する仕組みを取り入れる若しくは、自社株報酬等、中長期的な業績と連動する仕組みの導入に向けた検討を進めてまいります。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役には、取締役会の資料を事前に配布することにより、十分な審議が可能となるよう、また必要に応じて追加資料の提供も可能となるよう努めております。
その他、必要に応じて監査等委員会の事務局である内部監査担当者が社外取締役のサポートを行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、役職員がより一層の法令遵守の徹底に加え、定款及び社会規範を遵守することはもとより、透明性が高く、効率的で健全な経営に資する企業統治を実現する体制の構築が重要であると考えております。また、適切な情報開示・積極的なIR活動に努めてまいります。この基本的な考え方は、当社のみならず当社グループの他の会社にも共通したものであります。現在の体制は、監査等委員会設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制の一層の整備・強化を図っております。当社の期末日現在の監査等委員である取締役3名全員が社外取締役であります。経営の基本方針及び重要事項の意思決定機関として、取締役会を毎月開催し、全取締役が出席しております。監査等委員である取締役は取締役(監査等委員であるものを除く)の職務執行を監視、監督するとともに、取締役会においても、第三者的な立場から適切な意見を頂いております。取締役会は月1度の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときには、都度臨時取締役会を開催しております。取締役会への付議内容は、取締役会規程に定められた事項で、迅速かつ的確に決議できる体制を整えております。当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は7名以内とする旨定款に定めております。監査等委員である取締役は、取締役の業務執行に対する監視、監督や取締役会において客観的な視点から意見具申を行うとともに、自らの議決権行使により重要な業務執行の意思決定に対する意見を表明しております。当社において、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任に当たっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。社外取締役には、税理士としての専門的見地から税務会計に関して多くの実績を上げているもの、経理、財務を始めとして企業の管理業務全般にわたる豊富な実務経験と知見を有しているものなど、様々な専門知識と知見を持ち、独立的な立場で取締役会の監督機能の充実を図っております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。なお、当社と社外取締役との間に人的関係、資本的関係、又は重要な取引関係、その他の利害関係はありません。監査等委員である取締役は、取締役会への出席のみならず、監査等委員会を通じて内部監査担当者と連携し、取締役の業務監査及び職務遂行の監督、管理者会議での検討事項等を監督できる体制にあります。また、決裁書類閲覧等のほか、必要に応じて子会社に対して、営業の報告を求め、その業務及び財産の状況についても監査できる体制であります。取締役(監査等委員を除く)の報酬は、取締役会において業績及び貢献度を考慮の上、監査等委員である社外取締役に確認した上で、取締役会で決定しております。監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。その理由は委員の過半数を社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を行使することにより、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的としております。当社の取締役会の構成は、取締役(監査等委員を除く)3名及び監査等委員である独立社外取締役3名の計6名となっております。監査等委員である独立社外取締役は、取締役会に出席し適宜発言をしており、中立的な立場での意見を踏まえた議論を行っております。また必要に応じて監査等委員長が経営陣との連絡・調整が行える体制を構築するとともに、取締役会は、毎月、定時取締役会を開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催する等により迅速な意思決定に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知の記載情報の正確性を担保しつつも総会議案の十分な検討期間を確保するため、法定期日よりも前倒しで招集通知を送付しています。招集通知を発送するまでの間に当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイトにより公表を行いましたが、更なる早期開示を行います。
電磁的方法による議決権の行使	投資家や株主の皆様の利便性を高めるため今後の検討課題として認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、外国法人及び海外投資家等の比率が極めて低いため、業務面やコスト面を勘案して、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は実施しておりません。今後も、外国法人及び海外機関投資家等の比率を勘案したうえで、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳について検討いたします。
招集通知（要約）の英文での提供	当社は、海外投資家比率が極めて低いため、英語での情報開示は実施しておりません。今後も、海外投資家の構成比率等を勘案したうえで、英語での情報の開示･提供の充実について検討いたします。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家説明会は年数回開催し、代表取締役社長が業績動向や課題への取組内容及び進捗等を説明しております。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算期の年1回、各事業年度における取り組みについて決算説明会を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	取締役会における重要な決定事項や発生事実等、TDnetにおいて開示された情報や決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等はすべて掲載しております。また、今後も電磁的な方法による議決権の行使や公告等、さらに充実を図ってまいります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社では投資家や株主の皆様に当社事業の内容についてご理解を得られるよう、積極的なIR活動を行うことを目的として管理部にIR担当者を1名設置しております。投資家や株主に対して分かりやすい情報の開示に努めております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	投資家や株主の皆様に対して公正で迅速な情報提供を行うため、ホームページや事業報告等における情報の内容充実に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。

取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
ア．当社は、経営理念に基づき、企業倫理規程、基本方針、社員心得（実施事項）による基本原則の順守が企業の存続、発展に必要不可欠であると認識している。取締役及び使用人が法令及び定款を順守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行する。

イ．取締役会は、原則として月1回以上開催し、取締役間の情報共有を図るとともに、相互の職務執行を監視・監督する。また、監査等委員会による職務執行の監査を受け、必要に応じて外部専門家の活用を図ること等により、法令及び定款に反する行為の未然防止に努める。

ウ．取締役は、他の取締役及び使用人の職務の執行について、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

エ．内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査担当者を置くとともに、取締役会及び管理者会議を通じて、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。

オ．監査等委員会は、当社のコンプライアンス体制の整備・運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に関する重要な情報及び書面の取扱いは、法令及び社内規程に基づき、適切に保存する。これらの情報等は、法令及び社内規程に従い、必要に応じ閲覧可能な状態で管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処するため、リスクの分析及び検討を行い、全般的な事項については「リスク管理規程」に基づき、日常の事業活動における資金管理、資産運用、個別取引等については「与信管理規程」等に基づき、各部門において適切な管理体制を構築する。また、地震・洪水・事故・火災等の災害、役員・使用人の不適切な業務執行、基幹ITシステムの故障等のリスク発生時における損失の拡大を防止するとともに事業の継続性を確保するよう努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会規程に基づき、定時取締役会及び臨時取締役会を開催し、法令及び定款で定められた事項、その他重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに取締役相互の職務執行を監督する。決定事項については、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」及び責任権限を明確にする「職務権限規程」等の各種規程に定める機関又は手続きに基づき職務を執行するとともに取締役会において報告を行い、進捗状況及び結果を検証する。
また、経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」に基づき、取締役会において当社グループの経営計画について、取り組み及び進捗状況を定期的に報告するものとする。

5．当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア．当社及びその子会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という。）における業務の適正を確保するため、各社が取締役及び使用人の行動指針となる行動規範や諸規程を定め、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。

イ．グループ会社の経営管理については、各社の自主性及び独立性を尊重しつつ、必要な助言・指導を行うことにより、グループ会社の健全性及び効率性の向上を図る。

ウ．グループ会社における経営上の重要な事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の承認または当社への報告を求めるとともに、各社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。また、各社の事業運営やリスク管理体制などについて、各担当取締役が、総合的に助言・指導を行う。

エ．取締役は、グループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

オ．グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、各社の取締役及び使用人は、当社の内部監査担当者または監査等委員会に速やかに報告するものとする。監査等委員会は、改善策の策定を求めることができるものとする。

6．当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会は、必要がある場合は、事前に内部監査管掌取締役に通知したうえで、内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができる。監査等委員会が補助する使用人の採用を求めた場合は、取締役（監査等委員であるものを除く）との協議により決定する。

7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号により監査等委員会から命令を受けた使用人は、監査等委員会の指揮命令に基づき、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮命令に従う義務は負わないものとする。監査等委員会の補助をすべき使用人の人事権に関する事項の決定は、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

8．取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議において、意思決定における検討内容及び職務の執行状況その他の事項を監査等委員会に報告する。また監査等委員会は重要な決裁資料及び関係資料等の情報について随時確認が可能な体制を整備するとともに、必要に応じて取締

役及び使用人に説明を求める。取締役及び使用人は、「会社の信用の大幅な低下」、「会社の業績への重大な悪影響」、「社内外に影響を与える重大な被害」、「企業行動基準、倫理規程その他の社内規程への重大な違反」その他これらに準じる事項が起こった場合、又はその恐れがある場合は、発見次第速やかに監査等委員会に報告するとともに、迅速かつ的確に対応する。なお、監査等委員会に上記の事実を報告した当社及び子会社の役員及び使用人に対して、上記報告を理由に人事処遇において不利な扱いを行わない。

9．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
公正性及び透明性を担保するため、監査等委員の過半数は社外取締役とする。取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査等委員の出席を妨げないものとする。監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとする。また、監査等委員会は、独自に意見形成するため、自らの判断で弁護士、公認会計士等、外部のアドバイザーを活用する。

10．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、反社会的勢力の定義を「暴力、威力と詐欺的手続きを駆使し、経済的利益を追求する集団又は個人」とし、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求に対して一切の関係を排除することを基本方針としている。
また、反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、反社会的勢力とは付き合わない旨を記載した基本方針を社内に掲示している。さらに事業部では外部専門機関による情報と支援を得るため定期的な講習会の受講と情報交換会へ出席し、警察関係機関との連携を図っている。
万一、各部門に対して反社会的勢力から不当要求等が発生した場合は、組織全体での対応を基本とし、すみやかに所轄の警察へ通報し、本社管理部では、報告された内容について現状把握と事実関係等を調査し、その対策について、代表取締役社長と協議の上、必要に応じて顧問弁護士へ相談し、直接的な対応を行う。また、発生した事象については適宜、社内規程等に反映することとしている。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

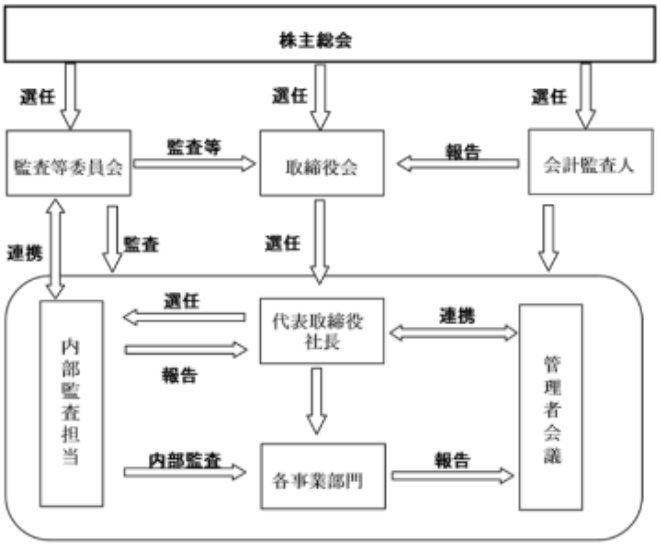
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

